

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
介護保険主管課（部）
都道府県総務主管部（局）
市区町村主管課
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省老健局介護保険計画課
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度
及び介護保険に係る保険料（税）賦課（課税）等の取扱いについて

平素より医療保険制度及び介護保険制度の円滑な実施につきましては、格段
のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

確定申告期限の延長により、所得税確定申告等のデータ連携に係る令和2年
の送信スケジュールについては、「申告所得税及び復興特別所得税の申告期限・
納付期限延長に伴う所得税確定申告等のデータ連携に係る令和2年の送信スケ
ジュールの変更について」（令和2年3月10日付け自治税務局市町村税課事務
連絡）（別添）が発出されたところです。これを踏まえ、国民健康保険、後期高
齢者医療制度及び介護保険制度に係る保険料（税）賦課（課税）等の取扱いにつ
いて、下記についてご留意いただくよう、都道府県におかれては貴管内市町村
（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に周知いただくようお願い
申し上げます。

記

○ 令和2年度保険料（税）賦課（課税）等における留意点について

令和2年度保険料（税）の賦課（課税）に当たっては、所得税確定申告等の
データ連携に係る令和2年の送信スケジュールの変更により、令和2年度保険
料（税）賦課（課税）に与える影響が考えられる。そのため、各自治体におい

では、こうした影響の有無等について税務主管課と連携の上把握しつつ、保険者における事務が円滑に行われるよう、適切に対応いただきたいこと。

また、保険料（税）の特別徴収事務並びに国民健康保険高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担割合証及び負担限度額認定証等の更新事務においても、上記と同様、適切に対応していただきたいこと。